

## CDS運営委員会に関する規則

## (目的)

第1条 このCDS運営委員会規則（以下「本規則」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定したCDS清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、CDS運営委員会の権限、組織、委員の選任方法、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例による。

## (CDS運営委員会の設置)

第3条 当社は、取締役会の常設の諮問委員会として、CDS運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (諮問事項)

第4条 当社は、業務方法書第122条第1項の規定によるもののほか、次に掲げる事項について決定を行おうとする場合には、委員会に諮問を行い、その意見を尊重するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微なものである場合には、この限りでない。

- (1) 清算資格要件の変更
- (2) 清算参加者に対する措置の基準に関する変更
- (3) 適格CDS取引の指定及び変更（既存の適格CDS取引に係るオンザラン銘柄の追加を除く。）
- (4) ISDA基本契約書及びISDAクレジットデリバティブ定義集に係る変更、修正又は追加に係る指定
- (5) STSの変更、修正又は追加に係る指定
- (6) 証拠金に関する取扱いの変更
- (7) CDS清算基金に関する取扱いの変更
- (8) JSCC決定委員会規則の変更
- (9) 清算参加者の決済不履行時の措置に関する取扱いの変更
- (10) 破綻管理委員会の権限、組織、委員の任期、運営方法その他破綻管理委員会の運営に関し必要な事項の変更
- (11) 破綻処理演習（当社が清算参加者の破綻等を認定した場合における破綻処理清算約定の終了に伴う当社のポジションの再構築（当該再構築が完了するまでの間に生じ得る当社の損失を回避するための措置を含む。）その他破綻等の認定に伴う処理を適正かつ円滑に行うための演習をいう。）の開催日時及び内容

- (12) 本規則の変更
  - (13) 業務方法書の取扱い別表2第1項bに規定するリスク管理の観点から必要と認めること
  - (14) その他、リスク管理の観点から当社が必要と認める事項
- 2 当社は、前項の規定によるもののほか、リスク管理に係る制度が適切に実施されているかについて、少なくとも年1回以上、定期的に委員会に諮問を行うものとする。
  - 3 当社は、リスク管理に関する事項について2社以上（リスク管理の重要性の観点から特に必要があると当社が認める場合には1社以上）の委員から要請を受けた場合には、当該事項について委員会に諮問を行うものとする。
  - 4 第1項ただし書の規定により決定の内容が軽微なものとして委員会に諮問を行わなかった場合には、当社は、その決定内容を、当該決定後遅滞なく委員に通知する。
  - 5 当社は、委員会の意見と異なる内容の決定を行った場合には、その決定内容を、当該決定後遅滞なく委員に通知する。

#### (委員)

- 第5条 当社は、すべての清算参加者を委員会の委員に選任する。ただし、複数の清算参加者が同一の企業集団に含まれる場合には、当該複数の清算参加者が指定する一の清算参加者を委員に選任するものとする。
- 2 当社は、委員について破綻等を認定した場合又は本業務方法書等に違反した場合その他当該委員が委員として適当でないと認めるときは、委員の選任を取り消すことができる。この場合、当社は、当該事由が消滅したと認めるときは、当該委員を再度委員に選任する。
  - 3 委員会には委員長を置くものとし、委員の中から委員の互選により選任する。
  - 4 委員長の任期は1年とする。
  - 5 委員長が第2項の規定により委員の選任を取り消された場合には、新たな委員長を選任する。

#### (委員代表者の届出等)

- 第6条 委員は、その選任後直ちに、当該委員又は当該委員を含む企業集団に含まれる他の法人等の役職員のうちCDS取引の実務に精通し、委員としての職務に関し当該委員を代表又は代理する者として少なくとも1名を、委員の代表者又は代理人（以下「委員代表者」という。）として当社所定の書面により当社に届け出るものとする。
- 2 委員は、委員代表者を変更する場合には、当社所定の書面により変更後の委員代表者を当社に届け出るものとする。

#### (委員等の義務)

- 第7条 委員及び委員代表者（これらであった者を含む。）は、その職務上知り得た秘密（一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実

をいう。)を保持するものとし、他の目的のために利用し、又は次に掲げる場合その他の正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

- (1) 当社の事前の書面による同意を得た場合
  - (2) 裁判所、監督官庁その他公的機関若しくは金融商品取引所その他自主規制機関の命令若しくは要請、又は法令の規定に基づき、開示又は提供を求められた場合
  - (3) 本規則に基づく義務の履行又は自らの権利を保全するために必要な範囲で、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家又は自社を含む企業集団に含まれる他の法人等に開示又は提供する場合
- 2 当社は、第5条の規定により委員を選任した場合には、委員に、前項の義務を遵守する旨の当社所定の誓約書を提出させるものとする。
  - 3 当社は、前条の規定により委員代表者の届出を受けた場合には、委員代表者に、第1項の義務を遵守する旨の当社所定の誓約書を提出させるものとする。

#### (会議の開催)

第8条 委員会の会議は取締役社長がその決定により招集する。ただし、当社の取締役会決議により招集することを妨げない。

- 2 当社は、委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、当社が特に緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 やむを得ない理由により委員代表者が委員会に出席できない場合には、当該委員代表者は、当該清算参加者又は当該清算参加者を含む企業集団に含まれる他の法人等に所属する者を代理出席させることができる。
- 4 当社は、必要があると認めるときは、電話その他の方法により会議を開催し、又は電話その他の方法による委員の出席を認めることができる。
- 5 前項のほか、当社は、速やかに委員会を開催するため必要があると認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。
- 6 当社は、原則として四半期に1回以上、委員会の会議の開催（前項の規定による書面をもって行う場合を含む。）を行うものとする。

#### (決議の方法)

第9条 委員会は、委員（第3項の規定により審議に参加することができない委員を除く。

次項において同じ。）の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。
- 3 委員は、特別の利害関係のある事項については、その審議に参加することができない。

#### (取締役会への報告)

第10条 委員長は、諮問事項に対する委員会での決議その他審議内容について、当社の取締役会に対し報告を行うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は当社とし、当社の執行役員が事務局として参加するものとする。

2 事務局は、委員の補佐、事務連絡、会議の運営の補助、記録の保存その他の委員会の事務の処理を行う。

(委任)

第12条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がその都度定める。

付 則

- 1 本規則は、平成23年7月19日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 当社は、委員の選任及び委員代表者の届出に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、本規則の例により、行うことができる。

付 則

この改正規定は、平成26年9月22日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年7月3日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成31年4月1日から施行する。